

<<<新旧対照表>>>

新

旧

○多治見市補助金等交付要綱

平成 8 年 3 月 25 日 告示第 29 号

(計画等の変更等)

第 6 条 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認申請書は、補助事業変更・廃止承認申請書（別記第 5 号様式）とする。

2 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認書は、補助事業変更・廃止承認書（別記第 6 号様式）とする。

3 補助事業の計画等の変更の承認を要しない軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金等の額の増額変更

(2) 補助対象経費が 20 パーセント以上減額となるもの

(3) 補助事業の目的又は内容の変更

別表第 1（第 2 条関係）

科目					補助対 象者	補助対 象経費	補助率 等	補助限度 額 (千円)	備考
款	項	目	節	補助 対象事業					
10	教育								
	4	保健体育振興事業							
		1	地域スポーツ振興事業						
			2	児童、生徒選手団スポーツ派遣事業					
				1	児童、選手派	全国大	2 分の	予算に定	全国大会

○多治見市補助金等交付要綱

平成 8 年 3 月 25 日 告示第 29 号

(計画等の変更等)

第 6 条 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認申請書は、補助事業変更・廃止承認申請書（別記第 5 号様式）とする。

2 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認書は、補助事業変更・廃止承認書（別記第 6 号様式）とする。

3 補助事業の計画等の変更の承認を要しない軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金等の額の増額変更

(2) 補助対象経費が 20 パーセント以上減額となるもの

(3) 補助事業の目的又は内容の変更

別表第 1（第 2 条関係）

科目					補助対 象者	補助対 象経費	補助率 等	補助限度 額 (千円)	備考
款	項	目	節	補助 対象事業					
10	教育								
	4	保健体育振興事業							
		1	地域スポーツ振興事業						
			2	児童、生徒選手団スポーツ派遣事業					
				1	児童、選手派	全国大	2 分の	予算に定	全国大会

新								旧											
				生徒選手 団スポーツ派遣事業	遣団体 又は個人	会への 派遣選手及び 引率者の交通 費	1 以内	める額	《略》 中学生については 学校教育活動に 限り県大会以上 の大会とする。 <u>第6条第3項第2 号の規定にか かわらず、補助 対象経費が減額 となるもの（補 助事業を廃止す る場合を除く。） は、補助事業の 計画等の変更の 承認を要しない 軽微な変更とし る。</u>					生徒選手 団スポーツ派遣事業	遣団体 又は個人	会への 派遣選手及び 引率者の交通 費	1 以内	める額	《略》 中学生については 学校教育活動に 限り県大会以上 の大会とする。 <u>【新設】</u>

